

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和2年5月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員に特殊勤務手当を支給するものです。	令和2年 5月議会 議案 第59号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の特殊勤務手当に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	地方税法の改正に伴い、個人市民税、固定資産税、軽自動車税環境性能割等について、新型コロナウイルス感染症の影響の緩和を図る特例措置等を定めるものです。	令和2年 5月議会 議案 第60号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	納税課 089-948- 6357
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険料の減免について期限後であってもやむを得ない理由があるときは申請ができるようにするとともに、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するものです。	令和2年 5月議会 議案 第61号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 (1) 金銭の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) (2) 傷病手当金に関するものは、緊急を要するものであるため(実施要綱第3条第2項第1号に該当)	国保・年金課 089-948- 6360
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市介護保険条例の一部を改正する条例	第1号被保険者に係る介護保険料の減免について、やむを得ない理由があるときは期限後であっても申請ができるようにするものです。	令和2年 5月議会 議案 第62号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要綱 第3条第1項第2号括弧書に該当)	介護保険課 089-948- 6895
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。